

政令第 号

下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、下水道法等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十五号）の施行に伴い、並びに下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第三項及び第七条の三第二項（これらの規定を同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）、同法第二十八条第二項及び第三十一条の五第四項、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第二項、第十七条第九項及び第二十七条、同法第三十二条第二項第八号及び第三十三条第一項（これらの規定を同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）、同法第四十八条の十九第二項、第四十八条の二十二第三項及び第四項並びに第四十八条の二十九の五第二項、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項（道路整備特別措置法第五十四条第一項の規定により適用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

(下水道法施行令の一部改正)

第一条 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第二条の二中「第二条の二第二項第五号」を「第二条の四第二項第五号」に改め、同条第一号中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改める。

第二条の三中「第二条の二第四項」を「第二条の四第四項」に改める。

第三条から第五条までの規定中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第五条の二中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改める。

第五条の三中「第七条第一項」を「第七条第二項」に改める。

第五条の七中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改める。

第五条の八第四号中「ステンレス鋼」の下に「、耐硫酸性を有するコンクリート」を加える。

第五条の九第四号中「清掃上」を「改築、修繕又は点検若しくは清掃のため」に改め、同条中第六号を第九号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 公共下水道又は流域下水道の管理上特に重要な排水施設で国土交通省令で定めるもの（次号において「特定重要排水施設」という。）にあつては、改築、修繕及び点検並びに災害の発生時における応急措置及び災害復旧の実施に際し下水の流量を適切に調節することができるよう、下水を迂回させることができる管渠きよを設置すること、当該特定重要排水施設の上流に貯留施設又は堰せきを設置することその他の必要な措置を講ずること。

八 特定重要排水施設のうち特に損傷、腐食その他の劣化のおそれがある箇所には、異状を検知するためのセンサーの設置その他の異状の検知の効率化に資する措置を講ずること。

第五条の九第四号の次に次の一号を加える。

五 前号のマンホールは、排水施設を安全かつ効率的に点検するための機器を容易に搬出入することができる構造その他の排水施設の改築、修繕又は点検を安全かつ効率的に行うために必要な措置を容易に講ずることができる構造とすること。

第五条の十二第一項第二号中「目視その他」を「機器の遠隔操作、これに類する情報通信技術を活用する方法その他の」に改め、同項第三号中「ものとして国土交通省令で定める排水施設にあつては、五年に

一回以上の適切な頻度で」を「排水施設その他の特に重点的に点検すべき排水施設で国土交通省令で定めるものにあつては、損傷、腐食その他の劣化を防止するために当該排水施設の異状を把握する方法として国土交通省令で定める方法により」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二号の点検その他の方法により」を「前号に定めるもののほか、」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の点検を行つたときは、国土交通大臣が定めるところにより、公共下水道等の施設の安全性の評価を行い、当該評価の結果に応じて、公共下水道等の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。

第十一条の二中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

第十七条の七及び第十七条の八中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第十七条の九及び第十七条の十中「第二十五条の二十三第七項」を「第二十五条の二十三第八項」に改める。

第十七条の十三中「第六号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（連携協力下水道の管理に係る権限の代行）

第二十三条の二 法第三十一条の五第四項の規定により関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合において、当該連携協力下水道の下水道管理者に代わつて行う権限は、次に掲げる権限のうち、関係下水道管理者が当該連携協力下水道の下水道管理者と協議して定めるものとする。

一 法第七条の二第一項（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により操作規則を定めること。

二 法第十条第一項ただし書の規定による許可を与えること。

三 法第十一条の二第一項又は第二項（これらの規定を法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

四 法第十二条の三第一項から第三項まで（これらの規定を法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

五 法第十二条の四（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

六 法第十二条の五（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により計画の変更又は廃止を命ずること。

七 法第十二条の六第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により期間を短縮すること。

八 法第十二条の七（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

九 法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

十 法第十二条の九第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

十一 法第十二条の九第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定によ

り応急の措置を講ずべきことを命ずること。

十二 法第十二条の十第一項又は第二項の規定による通知をし、又は当該通知を受理すること。

十三 法第十三条第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させること。

十四 法第十四条第一項の規定により公共下水道の使用を一時制限すること。

十五 法第十五条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により他の工作物の管理者と協議し、及び工事を施行させ、又は施設を維持させること。

十六 法第十五条の二（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により協定を締結すること。

十七 法第十六条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により工事又は施設の維持を行うことを承認すること。

十八 法第十七条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により

他の工作物の管理者と協議すること。

十九 法第十八条（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により
工事又は維持に要する費用の全部又は一部を負担させること。

二十 法第十八条の二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定
賦課金の納付に要する費用の全部又は一部を負担させること。

二十一 法第十九条の規定により工事に要する費用の一部を負担させること。

二十二 法第二十一条第一項（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定により水質
検査を行い、その結果を記録しておくこと。

二十三 法第二十一条第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定によ
り終末処理場の維持管理をすること。

二十四 法第二十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定
により発生汚泥等进行处理すること。

二十五 法第二十三条の二（法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定により公共下

水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報を公表すること。

二十六 法第二十三条の三（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により水防管理団体が行う水防に協力すること。

二十七 法第二十四条第一項の規定による許可を与え、及び同条第三項第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

二十八 法第二十五条の三第一項の規定により管理協定を締結し、及び雨水貯留施設の管理を行うこと。

二十九 法第二十五条の四第一項の規定により管理協定を締結し、及び雨水貯留施設の管理を行うこと。

三十 法第二十五条の十第一項の規定による認定をすること。

三十一 法第二十五条の十二（法第二十五条の十三第二項及び第二十五条の二十一第二項において準用する場合を含む。）の規定により通知すること。

三十二 法第二十五条の十三第一項の規定による変更の認定をすること。

三十三 法第二十五条の十四の規定により助言及び指導を行うこと。

三十四 法第二十五条の十八の規定により報告を求めること。

三十五 法第二十五条の十九の規定により地位の承継の承認をすること。

三十六 法第二十五条の二十の規定により必要な措置をとるべきことを命ずること。

三十七 法第二十五条の二十一第一項の規定により計画の認定を取り消すこと。

三十八 法第二十五条の二十七第一項の規定により施設の使用を一時制限すること。

三十九 法第二十五条の二十八第一項の規定により原因を調査し、調査の結果を報告するように求め、

同条第二項の規定により必要な措置をとるべきことを求めること。

四十 法第二十五条の二十九第二号の規定により他の施設又は工作物その他の物件の管理者と協議すること。

四十一 法第二十九条第一項の規定による許可を与えること。

四十二 法第三十二条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、若しくは他人の土地を一時使用し、

又はその命じた者若しくは委任を受けた者にこれらの行為をさせること。

四十三 法第三十二条第八項から第十項までの規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十四 法第三十三条第一項の規定により許可又は承認（この条の規定により関係下水道管理者が行うものに限る。）に必要な条件を付すること。

四十五 法第三十七条の二の規定により改善を命じ、又は停止を命ずること。

四十六 法第三十八条第一項若しくは第二項の規定により処分をし、若しくは必要な措置を命じ、又は同条第三項前段の規定によりその措置を自ら行い、若しくはその命じた者若しくは委任した者に行わせること。

四十七 法第三十八条第四項並びに同条第五項において準用する法第三十二条第九項及び第十項の規定により損失の補償について協議し、及び損失を補償すること。

四十八 法第三十八条第六項の規定により補償金額を負担させること。

四十九 法第三十九条の二の規定により報告を徴すること。

五十 法第四十一条の規定により国又は地方公共団体と協議すること。

五十一 第五条の五第二項の規定により同項に規定する計画放流水質を定めること。

五十二 第九条の三第二号の規定により区域を公示すること。

五十三 第九条の九第三号の規定により区域を公示すること。

五十四 第十七条の二の規定により認めること。

五十五 第十七条の三第二項の規定により認めること。

五十六 第十七条の十一の規定により認めること。

五十七 第十七条の十二の規定により認めること。

五十八 水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二十四条の二第一項の規定により通報すること。

五十九 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十九条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により協議会から協議を受け、及び同意をすること。

六十 都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

六十一 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十二条第二項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県知事等から協議を受け、及び同意をする

こと。

六十二 特定都市河川浸水被害対策法第十三条第三項（同法第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受理すること。

六十三 特定都市河川浸水被害対策法第四十六条第二項又は第三項の規定による通知を受理すること。

六十四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第七条第四項（第一号に係る部分に限り、同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により市町村から協議を受け、

及び同意をすること。

六十五 都市の低炭素化の促進に関する法律第四十七条第一項又は第三項の規定による許可を与えること。

2 関係下水道管理者は、法第三十一条の五第四項の規定により当該連携協力下水道の下水道管理者に代わつて前項第一号から第五号まで、第八号、第九号、第十六号、第十七号、第二十七号から第三十号まで、第三十二号、第三十五号、第三十七号、第四十号、第四十一号、第四十四号、第四十六号、第五十号から第五十七号まで及び第五十九号から第六十五号までに掲げる権限を行つたときは、遅滞なく、そ

の旨を当該公共下水道管理者に通知しなければならない。

第二十四条の二第一項第三号中「第二条の二第五項」を「第二条の四第五項」に改める。

（道路法施行令の一部改正）

第二条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第一号中「与える」を「与え、及び同条第四項の規定による届出を受理する」に改め、同条第二項中「前項第一号」の下に「（法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可に係る部分に限る。）」、「第二号」を加える。

第一条の七第三項の表四の項中「第二十一条」を「第二十条の三、第二十一条」に改め、「第二十四条の三」の下に「第二十八条の三」を加える。

第四条第一項第六号中「第三十二条第五項」を「第三十二条第四項（法九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、法第三十二条第六項」に改める。

第四条の二第一項中第二十九号を第三十一号とし、第二十号から第二十八号までを二号ずつ繰り下げ、第十九号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第六項又は第二十五条の二十三第七項の規定により公共下水道管理者又は流域下水道管理者と協議し、同意し、及び法第二十八条の三の規定により点検に協力すること。

第四条の二第一項中第十八号を第十九号とし、第六号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第十七号」を「第十八号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第二十条の三の規定により協定を締結すること。

第四条の四第一項第二号及び第五条の二第一項第二号中「第四条の二第一項第二号、第四号及び第十三号」を「第四条の二第一項第三号、第五号及び第十四号」に改める。

第五条の三第一項第二号中「第四号まで、第六号、第九号から第十五号まで、第十八号及び第二十号から第二十九号」を「第五号まで、第七号、第十号から第十六号まで、第十九号及び第二十一号から第三十一号」に改める。

第五条の四第一項第二号中「第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第八号、第十三号及び第十六

号」を「第四条の二第一項第三号、第五号、第八号、第九号、第十四号及び第十七号」に改める。

第六条第二項第一号中「法」の下に「第二十号の三、」を加え、同条第六項第一号中「第四条の二第一項第三号、第六号、第七号、第八号、第十号」を「第四条の二第一項第二号、第四号、第七号から第九号まで、第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十五号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで及び第三十一号」に改め、同条第八項第一号中「第四条の二第一項第三号及び第十四号」を「第四条の二第一項第二号、第四号及び第十五号」に改め、同条第十項中「第四条の二第一項第三号、第六号、第十号」を「第四条の二第一項第二号、第四号、第七号、第十一号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第十四号、第二十号、第二十二号から第二十五号、第二十号、第二十二号から第二十五号まで及び第二十九号」を「第十五号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで及び第二十九号」を「第十五号、第二十一号、第二十二号、第二十四号から第二十七号まで及び第三十一号」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（維持管理が適切に行われることが特に必要な工作物等）

第七条の二 法第三十二条第二項第八号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする

る。

一 道路の占用に関する工事により道路の地下に設ける工作物、物件又は施設（電柱、電線、水管、下水道管及びガスパ管を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、その損傷、腐食その他の劣化により道路の構造又は交通に支障を及ぼす

おそれが大きいものとして国土交通省令で定める工作物、物件又は施設

第九条第一号ハ中「（昭和三十三年法律第七十九号）」を削る。

第十一条の二第一項第一号イ中「電線の」を「保安上の支障がないときに電線を車両又は歩行者の通行の用に供する部分以外の道路の部分に設ける場合を除き、電線の」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

（工作物等の維持管理に関する事項に関する基準）

第十五条の二 法第三十二条第二項第八号に掲げる事項についての法第三十三条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 工作物、物件又は施設の維持管理に関する他の法令の規定の適用がある場合においては、当該法令

の規定に適合するように当該工作物、物件又は施設の維持管理をするものであること。

二 工作物、物件又は施設が、損傷、腐食その他の劣化その他の異状により道路の構造又は交通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととなるおそれのないように、適切な時期に、適切な方法により工作物、物件又は施設の点検その他の維持管理をするものであること。

三 前号の点検その他の方法により工作物、物件又は施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、工作物、物件又は施設の適切な維持管理が図られるよう、必要な措置を講ずるものであること。

第三十九条第二項中「第四条の二第一項第五号及び第十七号」を「第四条の二第一項第六号及び第十八号」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第三条 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第三十二条第四項」を「第三十二条第五項」に改め、同項の表中二十二の項を削り、二十一の項を二十二の項とし、十七の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十六の項中「第

三十二条第一項から第三項まで及び第五項」を「第三十二条第一項から第四項まで及び第六項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十五の項を十六の項とし、十四の項の次に次のように加える。

十五	第二十条の三、第二十条第一項、第二十八条の三、第三十八条、第四十二条第一項、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	道路管理者	会社	地方道路公社
----	---	-------	----	--------

第十五条第一項の表二十四の項を次のように改める。

第二十八条の二第一項		
連絡調整、踏切道密 接関連道路（踏切道 改良促進法（昭和三十 六年法律第百九十 五号）第三条第一項 に規定する踏切道密 接関連道路をい う。）の改良の方法 に関する協議、 又は	協議その他の密接関 連道路の管理を効果	又は
連絡調整又は	協議	若しくは
連絡調整又は	協議	若しくは

的に行うために必要 な協議及び連絡調整	

第十五条第二項の表三の項中「第二十条第五項」の下に「、第二十条の三」を、「第二十八条第一項及び第三項」の下に「、第二十八条の三」を加える。

第十六条中「関する協議」の下に「、」とあるのは「連絡調整又は」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、「協議」を加え、「」とあるのは「連絡調整」を「及び連絡調整」とあるのは「協議」に改め、同条の表中九の項を削り、八の項を九の項とし、五の項から七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表四の項中「第三十二条第一項から第三項まで及び第五項」を「第三十二条第一項から第四項まで及び第六項」に改め、同項を同表五の項とし、同表三の項の次に次のように加える。

	第二十條の三、第二十 三條第一項、第二十八 條の三、第三十八條第 一項、第四十二條第一	道路管理者	国土交通大臣	会社
--	--	-------	--------	----

四			
項、第四十八條の六十			
五第一項、第四十八條			
の六十七第一項及び第			
三項、第七十條第三項			
及び第四項、第九十一			
條第二項、第九十二條			
第四項			

(高速自動車国道法施行令の一部改正)

第四條 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二條の表二の項を削り、同表三の項中「第二十一條」を「第二十條の三、第二十一條」に、「第三十二條」を「第二十八條の三、第三十二條」に改め、同項を同表二の項とし、同項の次に次のように加える。

第二十一條	第二十條及び第三十一條	高速自動車国道法（昭和三十
-------	-------------	---------------

第十二条の表七の項中「又は第四十八条の二十二第二項」を「、第四十八条の二十二第二項又は第四十八条の二十九の五第一項」に、「第二十一条」を「第二十條の三」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第五条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表第二十条第五項、第二十三条第一項、第三十八条、第四十二条第一項、第四十八条の六十五第一項、第四十八条の六十七第一項及び第三項、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項の項中「第二十三条第一項」を「第二十條の三、第二十三条第一項、第二十八条の三」に改め、同表第二十八条の二第一項の項を次のように改める。

第二十八条の二第一項	連絡調整、踏切道密接関連道路	連絡調整又は
	（踏切道改良促進法（昭和三十	

六年法律第百九十五号）第三条 第一項に規定する踏切道密接関 連道路をいう。）の改良の方法 に関する協議、	又は	協議その他の密接関連道路の管 理を効果的に行うために必要な 協議及び連絡調整
	若しくは	協議

（国土交通省組織令の一部改正）

第六条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三号中「第二条の二第一項」を「第二条の四第一項」に改め、「流域別下水道整備総合計画」の下に「及び同法第三十一条の二第一項に規定する広域連携推進計画」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、下水道法等の一部を改正する法律の施行の日（令和九年一月十二日）から施行する。

(都市再生特別措置法施行令の一部改正)

2 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第四条の二第一項第二号」を「第四条の二第一項第三号」に、「第四号及び第十号」を「第五号及び第十四号」に改める。

理 由

下水道法等の一部を改正する法律の施行に伴い、公共下水道等の維持又は修繕に関する技術上の基準に公共下水道等の施設の安全性の評価に関する事項を追加する等下水道法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。